

① 伐採方法が皆伐であって、伐採後の造林の計画が人工造林の場合

別記第1-1号様式

伐採及び伐採後の造林の届出書

伐採を行う森林が所在する市町村の長とします  
〇〇市長 様

提出日は、伐採の期間の始期の30~90日前です。  
令和4年9月1日

住所  
届出人 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。  
本伐採は届出者である(のうち)〇〇が所有する立木(又は長期受委託契約に基づき所有する立木)を伐採するものです。

1 森林の所在場所  
〇〇市 △△町 大字〇〇 字△△ 地番 1234-1 番地、1234-2 番地

2 伐採及び伐採後の造林の計画  
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考  
林小班: 旧〇〇町〇-△-□、同〇-△-□、・・・  
県立自然公園普通地域、砂防指定地、・・・  
作業道(路)開設のため  
適合通知書等の希望の有無 (有)・無

伐採箇所が複数地番にまたがる場合は該当する地番を全て記載してください(多数ある場合は、別紙として所在地番のリストを添付してください)。  
届出人は、森林所有者その他権原に基づき立木の使用又は収益をする者とする必要があります。伐採する(権原を有する)者と伐採後の造林をする(権原を有する)者が異なる場合、連名で届出する必要があります。  
他に法規制のある場合は備考欄に記入してください。  
作業道(路)開設に伴う場合は「作業道(路)開設」と記載してください。  
希望する場合は「有」としてください。  
林小班番号を記載してください。

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

伐採計画書

(伐採する者の住所・氏名)

全ての地番の合計面積を記載してください。  
※小数点以下2位まで記載(3位以下四捨五入)  
以下同じ

1 伐採の計画

伐採面積	0.70ha(うち人工林 0.70ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	100%
作業委託先	株式会社〇〇〇		
伐採樹種	すぎ	樹種は、すぎ、ひのき、まつ、からまつ、その他の針葉樹、ぶな、その他の広葉樹の別に区分して記載してください。※以下同じ	
伐採齢	50		
伐採の期間	令和4年11月1日～令和5年3月1日		・伐採の期間の始期は届出日の90日～30日前である必要があります。 ・伐採の期間が複数年度にまたがる場合、伐採の計画を、年次別に記載する必要があります。
集材方法	集材路・架線・その他( )		
集材路の場合 予定幅員・延長	幅員	〇〇m	延長 △△m

主伐の場合で伐採率(材積)が40%を超える場合、伐採方法は皆伐を選択してください。

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(〇～〇)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

造林計画書

(造林をする者の住所・氏名)

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	0.70ha
人工造林による面積 (A + B)	0.70ha
植栽による面積 (A)	0.70ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ( )・なし

造林面積は伐採面積と一致している必要があります。

人工林の皆伐の場合は、市町村森林整備計画に基づき「植栽」とするようお願いします。

人工播種は原則として認めないでください。

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数	作業委託先	鳥獣害対策
人工造林 (植栽・人工播種)	令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日	ひのき	0.40ha	1,200本	△△森林組合	△△
		すぎ	0.30ha	900本		
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	・造林の期間は、市町村森林整備計画に基づき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽を完了する必要があります。 この例の場合、R7.3.31までの期間なら可。 ・同様に、植栽本数はヘクタールあたり1000～5000本とする必要があります。 (例) 3,000本/ha × 0.40ha = 1,200本			—
5年後において適確な更新がなされない場合	—	—				—

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

—

2 備考

## 注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
  - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
  - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合のみ記載すること。